

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和4年度第1回美里町個人情報保護審査会
- 2 開催日時 令和4年11月29日（火） 午後3時から午後3時30分まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室
- 4 会議に出席した者
 - (1) 委員 千葉敬記会長、佐藤賢二委員、鈴木絢子委員
 - (2) 事務局 総務課 佐藤課長、高橋主事
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - (1) 会長及び職務代理者の選出について 公開
 - (2) 個人情報保護法施行に伴う町の対応について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
 - ① 改正個人情報保護法と条例改正について
 - ② 法施行に伴う条例の整備について
 - ③ 審査会の統合について
- 9 会議の概要
 - (1) 会長及び職務代理者の選出について
会長は千葉委員、職務代理者は佐藤委員とする。
 - (2) その他
国が進めている個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理について事務局から説明を行った。

【発言内容の記録】

(委嘱状の交付)

佐藤課長 本日、どうもお集まりをいただきましてありがとうございます。

開会に先立ち、委員就任を御了承いただきました皆様に委嘱状を交付いたします。お名前をお呼びしますので、その場に御起立願います。

(町長から委嘱状を1人ずつ交付)

佐藤課長 それでは、ただいまから美里町個人情報保護審査会を開催させていただきます。まず初めに、町長から御挨拶を申し上げます。

相澤町長 皆さん、大変御苦労さまでございます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私から美里町個人情報保護審査会委員の委嘱に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

皆様には、常日頃か、ら本町の行政運営につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。この度は、委員をお引き受けいただきまして、感謝を申し上げます。皆様方は本当に経験豊富で、そして引き続き委員をお引き受けいただき、大変心強く思っているところでございます。今後どうぞよろしくお願いを申し上げます。

御存じのとおり、個人情報保護審査会は、個人情報の開示請求等に係る市民の権利救済を図るとともに、実施機関の個人情報の取扱いの適正化を図り、個人の権利利益を保護するという極めて重要な任務を担う機関でございます。町といたしましても、個人情報の管理につきましては、業務マニュアルの整理、システムのセキュリティ強化などを進め、個人情報の漏洩等がないよう努めているところではございますが、諮問案件が発生した際には、皆様のお力添えをよろしくお願いを申し上げます。

また、御案内のとおり、個人情報保護法の改正法が令和5年4月1日から施行され、議会を除く町の機関が法の適用を直接受けることとなります。町といたしましても、現在、法の施行に向けた準備を進めているところではありますが、皆様からも専門的な知見に基づいた意見をいただきながら、万全を期したいと考えておりますので、重ねてよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

佐藤課長 ここからは審査会の議事となりますが、町長につきましては退席させていただきます。

(町長退席)

佐藤課長 それでは、早速会議を始めさせていただきます。今回初回の会議でございまして、各委員さんから自己紹介を頂戴するところでございます。

ども、情報公開審査会と同じ面々ということで、恐れ入りますが割愛ということで、事務局も同じ私佐藤と高橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事でございます。会長の選出を行う必要がございますが、選出までの間、私が仮議長を務めさせていただきます、会議を進行させていただきたいと存じます。

なお、審査請求に係る審査会の会議については、非公開となりますが、それ以外の案件については、情報公開条例で規定する附属機関の会議の公開の原則に則り、公開することとなります。本日の会議は公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴の方はいらっしゃいません。

佐藤課長 議事の1番目、会長及び職務代理者の選出でございます。

会長の選出については、美里町個人情報保護条例第48条に規定されておりました、第1項で互選によって会長を選出することが規定されております。会長は、会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。

お諮りをいたします。互選ということでございます。どのような方法で選出いたしましたらよろしいでしょうか。

自薦、他薦、ございませんでしょうか。

佐藤委員 それでは推薦ということで、千葉委員さん、これまでの会長さんにそのまま引き続きお願いしたいと思っております。

鈴木委員 異議なし。

佐藤課長 今、佐藤委員から千葉委員をとということで御推薦、異議なしという声もございます。千葉委員が会長ということでよろしいでしょうか。お引き受けいただけますでしょうか。

千葉委員 皆さんが異議ないということでありますので。

佐藤課長 それでは、千葉委員に会長ということで就任をよろしくお願いいたしますと思っております。

佐藤課長 会長が選出されましたので、私の仮議長はこれまでとなります。この後の議事につきましては、千葉会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉会長 改めて、皆さんこんにちは。会長にご指名いただきました千葉でございます。引き続きよろしくお願いいたします。皆様方から忌憚のない御意見をいただきながらより良い調査、審議等を行いたいと思っておりますのでよろしく御協力のほどをお願いいたします。

千葉会長　それでは、はじめに会長の職務代理者ということですが、会長が指名することによってよろしいでしょうか。それでは、引き続き佐藤委員に職務代理者ということによってよろしくお願いしたいと思います。

佐藤委員　はい。

千葉会長　それでは、議事を進めて参りますが、ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出します。会議録署名委員については、佐藤委員と鈴木委員にお願いします。会議録書記については、事務局にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事の2番目に入りたいと思います。改正個人情報保護法の施行に伴う町の対応について事務局から説明をお願いいたします。

高橋主事　それでは、私から改正後の個人情報保護法の概要と町の法施行に向けた対応について説明いたします。着座で説明させていただきます。

初めに、個人情報保護法の概要につきましては、本日配布したこの「改正個人情報保護法と条例改正について」という冊子になっている資料に基づいて説明をさせていただきますので、お手元に御準備いただきたいと思います。主だったところに絞って説明いたします。こちらの資料は、本年9月に宮城県主催で行った改正個人情報保護法の勉強会の資料となります。

最初に資料の5ページをお開きください。「1. 個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要」でございます。最初のところですが、これまでの地方公共団体の個人情報保護制度は、各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定・運用の相違により、施策上の不均衡・不整合などの支障が生じておりました。

そこで、次の改正の方向性ですが、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定すること、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドライン等を策定すること、その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容することとされ、国のもとで全国統一のルールが整備されることとなっております。

下の図ですが、地方公共団体の現状としては、このようにA市、B組合、C市などで差異があったものが、今後共通ルールが適用されることとなりまして、必要最小限の独自の保護措置を加える場合に限り、条例の規定を設けることができることとなっております。

続いて裏面の6ページをお開きください。今回の法改正では、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されております。下の図の右側、見直し後にありますように、今後、法施行後におきましては、一番上の国の個人情報保護委員会

所管のもと、新個人情報保護法に基づいた個人情報保護制度が構築されていくこととなります。

見直し後の図の真ん中になりますけれども、国の行政機関、地方公共団体等から矢印が出ているところを御覧ください。改正後の個人情報保護法においても、行政機関等と民間事業者に適用されるルールは異なるものとなりますが、町においては地方公共団体に適用されるルールに基づくこととなりますが、公立病院に関しては、地方公共団体のルールではなく、民間事業者のルールが適用されるというものでございます。

この点補則いたしますので、次の7ページを御覧ください。改正法により期待される具体的な効果・メリットの例でございますが、1点目にありますとおり、改正法により医療機関同士の連携が図られることとされております。これまで、国立、公立、民間病院で適用される規律が異なっておりまして、連携した治療を行う場合であってもデータの連携がスムーズにいかなかったものがございましたけれども、改正法によりまして同じ規律が病院においては適用されることとなることから、医療機関同士の連携がスムーズにいくことが期待されるというものでございます。

そのほか、メリットとしましては、このページにありますように、大規模災害時の自治体間の連携、個人情報保護の水準の全国的な底上げ、住民によってわかりやすい制度といったところが、改正法により地方公共団体にメリットとして挙げられるものでございます。

次に9ページを御覧ください。改正法の定義関係でございますが、「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑みまして、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、改正後の法律で定める定義に統一することとされまして、条例で独自の定義を置くことは許容されないこととされております。

改正法において、「個人情報」という用語の定義は、「生存する個人に関する情報」とされておりますので、例えば条例で死者に関する情報も個人情報とするといったような定義規定を設けることは、この法の趣旨に反するものとして許容されないというものでございます。

こうした法改正を受けて今後町がどのように対応していくかということになりますけれども、大きく3点ございます。1点目が条例・規則等の制定・改廃、2点目が個人情報ファイル簿の作成、3点目が安全管理措置となります。

順番が前後しますが、資料の順に説明させていただきます。15ページをお開きください。安全管理措置についてでございますけれども、改正法の第66条の規定において、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損

の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」こととされております。

このページにありますとおり、安全管理措置については、個人情報保護委員会事務局が公表する事務対応ガイド4-8に、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」として、以下の項目に沿って行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものが示されているため、これを参照の上必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要があることとなります。

これまで、町では、個人情報管理規程やセキュリティポリシーを策定しておりましたが、今後改正法の施行に向け、こういった事項が含まれた安全管理規程のようなものを新たに設けることが必要となるというものでございます。

続いて18ページをお開きください。個人情報ファイル簿の作成・公表でございます。ページの下のほうを御覧いただきたいと思います。線で囲まれているところの更に下側を御覧ください。地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、個人情報ファイル簿の作成・公表義務が課されることとなりますが、これは法第75条第4項の規定となります。

これまで、町においては個人情報取扱事務登録簿というものを作成・公表しておりました。この登録簿とファイル簿の違いなんですけれども、登録簿に関しては作成単位が事務ごととしていたものですが、法の規定で今後作成が義務付けられることとなります個人情報ファイル簿は、作成単位がファイルごととなります。この個人情報ファイルの定義ですが、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとされておりまして、イメージとしてエクセルのデータベースのようなものがこの個人情報ファイルにあたるというものになりますけれども、こうしたデータベースごとにこのファイル簿を作成することが今後義務付けられるというものでございます。また、紙の簿冊であっても、体系的に整理されたものはファイルとされますので、例えば氏名順や住所順に整理された簿冊はファイル簿作成の対象となります。ただ、ファイル簿の作成対象には条件がありまして、ファイルに含まれる対象者数が1000人以上のものに限られるというものでございます。対象者数が1000人未満のものに関してはファイル簿を作成しなくてもよいこととされております。

その個人情報ファイル簿のイメージですけれども、ページをめくっていただいて20ページを御覧ください。この20ページにあるのが、国で想定している個人情報ファイル簿になりますけれども、これをファイルの対象者が1000人以上のものについては漏れなく作成し、公表することが義務付けられるこ

とになるというものでございまして、残りの法施行までの期間に、町としても洗い出しなどを行って、このファイル簿の整備を行っていきたいと考えております。

次にページが飛びますが、40ページを御覧ください。ここからが、国の個人情報保護委員会から示された個人情報保護法施行条例の条文のイメージでございまして。

基本的に、町は法の適用を直接受けることとなりますので、条例で法と重複する内容を規定する必要はないわけですが、法の規定において条例に委任されている事項がいくつかありますので、そうした事項については、法施行条例として整備する必要があるというものでございまして。

個人情報保護委員会から示された条文イメージには、条例で定める必要がある事項と必要に応じて条例で定めることが考えられる事項、条例で定めることを妨げるものではない事項の3種類がありまして、町としては、条例で定める必要がある事項については漏れなく定めることとし、それ以外の事項については、必要なものだけを定めることとしたいと考えております。

50ページをお開きください。条例で定めることを妨げるものではない事項として、個人情報取扱事務登録簿に関する規定がございまして。町においてこれまで登録簿を整備してきたことを踏まえ、法施行後においてもこの登録簿は整備していきたいと考えております。

次に56ページをお開きください。同じく条例で定めることを妨げるものではない事項として、審議会への諮問に関する規定がございまして。この審議会への諮問については、これまで町の個人情報保護条例において、例えば要配慮個人情報の収集について審査会の意見を聴く場合などがありましたが、法施行後においては、全国統一のルールを設けるという法の趣旨から、基本的に国の個人情報保護委員会に助言を求めることとなりますので、町の個人情報保護審査会の役割は大幅に縮小されることとなります。

ただ、国の個人情報保護委員会から示されている条文イメージ、このページの規定例にありますとおり、この13条の上から6行目、漢数字の一、二、三のような事項に関しては町の審議会へ諮問することができるというような条文のイメージになっておりますけれども、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、法第66条第1項の規定、これが先ほど少し触れました安全管理措置に関する規定なんですけれども、こうした規程に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、こうした事項については審査会に諮問することが妨げるものではないということで国のほうで示されておりますので、こう

いった事項に関しては町も今後審査会に諮問するという規定を設けたいと考えております。

駆け足でしたが、この一連の資料に関しては以上となりまして、次に本日配布しました、この法施行に伴う条例の整備についてというA4一枚紙の資料を御覧ください。今後の町の条例整備の方向性について簡単にまとめたものでございます。概要としましては、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、法第2条第11項に規定する行政機関等の定義に新たに地方公共団体の機関（議会を除く。）が加わり、町が法の適用を直接受けることとなることに伴い、法の施行に関して必要な事項を条例で定めるものでございます。

まず、1の美里町個人情報保護法施行条例でございます。1つ目として、条例で定める必要がある事項であります開示手数料の額については、これまで同様、無料とし、写しの交付に要する費用を負担することとします。

2つ目として、先程資料の説明で申し上げましたとおり、個人情報取扱事務登録簿に関しては、旧条例から引き続き整備することとします。

3つ目として、専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、審査会へ諮問することとしたいと考えております。

次に2の美里町情報公開・個人情報保護審査会条例についてでございますけれども、今回の法施行に合わせて、町の審査会を整理統合したいと考えております。この点について、本日配布しております、A4横の審査会の統合について、こちらの資料を御覧ください。

現在、法施行前として、この図の左半分にありますとおり、個人情報保護条例に基づく個人情報保護審査会と情報公開条例に基づく情報公開審査会の2つの審査会を設けております。

これが、法施行後においては、右半分になりますけれども、4種類の諮問事項が存在することになるというものでございまして、個人情報保護法、町が整備する個人情報保護法施行条例、新たに議会が独自制定する議会の個人情報保護条例、それから現行から引き続き情報公開条例と4つの法又は条例に基づく諮問事項が発生することとなります。

これらの諮問事項を調査審議する機関として、いずれもその調査審議にあたり委員に求められる専門性は共通するものと考えられますことから、新たに一本化した情報公開・個人情報保護審査会条例を制定して、こうした審査会を設けたいと考えているところでございます。

その委員の選任にあたっては、現行の情報公開審査会委員と、本日また新たに委嘱させていただきました個人情報保護審査会委員の任期が残っていることから、今お引き受けていただいている委員については、今後整備する条例にお

いて、新たに設置する審査会の委員に選任されたものとみなす規定を設けたいと考えておりまして、皆様には引き続き新たに設置する審査会の委員としてお力添えをいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

任期については、通常は審査会の任期は2年となりますけれども、今申し上げましたみなす規定が適用される最初に任期におきましては、今の審査会委員の残任期間で一旦区切ろうかと考えておりまして、令和5年4月1日から始まる任期に関しては令和6年の5月31日かあるいは10月31日までのいずれかで一旦区切らせていただきたいと思いますと考えております。

先ほどのA4縦の資料にお戻りください。

2の美里町情報公開・個人情報保護審査会条例の2つ目ですが、委員の定数は5人以内とし、委員の任期は2年とするものです。

3つ目ですが、委員の秘密保持義務及び違反した者に対する罰則については、現行の条例に基づく審査会と同様、規定を設けたいと考えております。

次に3の旧条例の改廃についてですが、個人情報保護条例は廃止することとしまして、情報公開条例に関しては、審査会を統合するため、今の情報公開審査会に関する規定を削除をしたいと考えております。

一番下に参考として記載しておりますが、議会については、法の適用対象外となっておりますことから、独自に個人情報保護条例を制定する予定ということで話を聞いております。

かなり駆け足で雑駁な説明となりましたが、説明に関しては以上となります。よろしく願いいたします。

千葉会長 たくさんの情報を一気にいただきました。何か質問等ありましたらお願いいたします。

佐藤委員 条例制定は3月の議会にかけるんですか。

高橋主事 はい、その予定でございます。

佐藤委員 新しい情報公開・個人情報保護審査会、これに一本化されるということなんだろうから、私たち3人はそのまま一応引き継いで、その任期が5月31日にするか10月31日にするかはこれから検討するということですね。

高橋主事 そうですね。そのように考えております。

佐藤委員 あと逆に言えば、5人だから2人増やすこともありえるということだよな。

高橋主事 そうですね。2人増やすということも考えておりますけれども、今の時点でその新しい委員さんに関してまではまだは詰めている段階ではないので、増やすこともありえるというところでございます。

佐藤委員 現在は何人になっているんですか。今は3人だけれども、定数としては。

高橋主事 今の審査会におきましても5人、条例上の定数は5人以内ですので、今後整備する条例におきましても5人以内としたいと考えておりますけれども。

佐藤委員　　私たちも最初に任命されたときは4名だったような気がするね。今から6年くらい前かな。

高橋主事　　なるべく定数に近づきたいという思いはあるんですけども、なかなかその専門性が高度なものもありまして、お引き受けいただける方も正直貴重だということもありますので、増やしたいという意向はありますけれども、検討させていただきたいと思っています。

佐藤委員　　3月の議会で制定した後に説明みたいなのはあるんですか。

高橋主事　　そうですね、情報公開審査会にもかかわってくる話なので、こちらの審査会だけで完結させられるかというのと、一応、形上は両方の委員会に対してと考えておりますので、また3月以降に議会で可決されたあとに、安全管理措置のような話はまた情報提供しながら進めていきたいと考えておりますので、適宜審査会に関しては必要に応じて開催していきたいと考えております。

千葉会長　　鈴木さん、何かありましたら。

鈴木委員　　特段ございません。

千葉会長　　佐藤さんもよろしいですかね。

佐藤委員　　はい。

千葉会長　　それでは特段質問もないようですので、これで本日の会議を閉じたいと思います。

大変ご苦勞様でした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年 月 日

委員 _____

委員 _____